

第 2 3 号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 財産の名称及び数量
 - (1) タブレット端末 700台
 - (2) タブレット端末周辺機器 19校分
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 取得予定金額 56,998,480円
- 5 取得の時期 令和3年7月30日
- 6 契約の相手方 埼玉県狭山市狭山台四丁目22番2号
日本情報システム株式会社
代表取締役 肥沼 佑樹

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

タブレット端末等を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第53号）第3条の規定により、この案を提出するものである。